証券コード 7318 電子提供措置開始日 2024年6月6日 発送日 2024年6月12日

株主各位

名古屋市中区錦一丁目5番11号 セレンディップ・ホールディングス株式会社 代表取締役社長兼CEO 竹 内 在

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。 さて、当社第19回定時株主総会を下記のとおり開催いたします ので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

https://www.serendip-c.com/ir/stock/meeting.php



(上記ウェブサイトにアクセスいただき、ページ中段のドロップダウンから「第19回 定時株主総会」を選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 https://d.sokai.jp/7318/teiji/



【東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】 https://www2. jpx. co. jp/tseHpFront/JJK010010Action. do?Show=Show



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「セレンディップ・ホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「7318」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年6月27日(木曜日)午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2024年6月28日(金曜日)午前10時00分

(受付開始:午前9時30分)

※昨年より開始時刻が30分遅くなっております。ご注意くださいますようお願い申し上げます

2. 場 所 愛知県名古屋市中区栄三丁目15番33号

栄ガスビル5階 栄ガスホール

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項 報告事項

- 1.第19期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計 意書類監査結果報告の件
 - 2. 第19期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) 計算書 類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 3名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬額決定の件

第7号議案 監査等委員である取締役(社外監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬額決定の件

第8号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

第9号議案 監査等委員である取締役(社外監査等委員である取締役を除く。)に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

第10号議案 会計監査人選任の件

4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

書面 (郵送) により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ■電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお 送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款の規定に基づき、次に掲げる事項を 除いております。
 - ① 連結計算書類の「連結注記表」
 - ② 計算書類の「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

- 株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 節電の取り組みの一環として、当日は会場を適切な室温に設定させていただきます。また、当社スタッフは軽装(クールビズ)にて対応させていただく予定ですので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
- 本株主総会は、Zoom Video Webinarを利用したライブ配信を実施し、株主の皆様にはオンラインで参加していただけます。ご利用の場合、URLもしくはコードよりご参加ください。ただし、オンライン参加の場合、本総会当日に議決権行使及びご発言を行うことはできませんので、オンライン参加をご希望の株主様におかれましては、書面により、事前に議決権行使をお願いいたします。

https://us06web.zoom.us/webinar/register/WN_JdRr_7vSS9aTZXUE5CZufw



株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

- 1. 提案の理由
 - ① 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査 等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び 監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定 の削除等を行います。

- ② なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。
- 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案		
第1章 総則	第1章 総則		
第1条~第3条(条文省略)	第1条~第3条 (現行通り)		
(機関)	(機関)		
第4条 当会社は、株主総会及び取締役の	第4条 当会社は、株主総会及び取締役の		
ほか、次の機関を置く。	ほか、次の機関を置く。		
1. 取締役会	1. 取締役会		
2. <u>監查役</u>	2. <u>監査等委員会</u>		
3. 監査役会_	(削 除)		
<u>4</u> . 会計監査人	<u>3</u> . 会計監査人		
第5条 (条文省略)	第5条 (現行通り)		
第2章 株式	第2章 株式		
第6条~第11条(条文省略)	第6条〜第11条(現行通り)		
第3章 株主総会	第3章 株主総会		
第12条~第17条(条文省略)	第12条〜第17条(現行通り)		
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会		
(員数)	(員数)		
第18条 当会社の取締役は、7名以内とす	第18条 当会社の取締役 <u>(監査等委員であ</u>		
る。	<u>る取締役を除く。)</u> は、 <u>5名</u> 以内		
	とする。		
(新 設)	2 当会社の監査等委員である取締役		
	は、5名以内とする。		

	現行定款		変	更	案
(選任力	· 方法)	(選任力	7法)		
第19条	取締役は、株主総会において選任 する。	第19条	する。 <u>たた</u>	し、監査を	において選任 等委員である の取締役と区 とする。
2	取締役の選任決議は、議決権を行 使することができる株主の議決権 の3分の1以上を有する株主が出 席し、その議決権の過半数をもっ て行う。	2	(現行どお		
3	取締役の選任決議については、累 積投票によらないものとする。	3	(現行どお	s))	
	(新 設)	4	<u>員である取</u> になる場合	双締役の員 に備え、 ご 監査等委	める監査等委 数を欠くこと 株主総会にお 員である取締 できる。
(任期)		(任期)			
第20条	取締役の任期は、選任後 <u>2年</u> 以内 に終了する事業年度のうち最終の ものに関する定時株主総会終結の 時までとする。	第20条	<u>を除く。)</u> 以内に終了	_の任期は、 する事業 ² 関する定	である取締役 選任後 <u>1年</u> 年度のうち最 時株主総会終
	(新 設)	2	は、選任後業年度のう	2年以内 ち最終の	な締役の任期 こ終了する事 ものに関する)時までとす
2	補欠又は増員で選任された取締役 の任期は、前任取締役又は他の在 任取締役の任期の満了すべき時ま でとする。	<u>3</u>	(監査等系 く。) の任 他の在任耶	委員である 期は、前位 取締役 <u>(監</u> 除く。)	された取締役 <u>5 取締役を除</u> 壬取締役又は 査等委員であ の任期の満了

	現行	定	款		変	更	案
	(新	設)		4	任期の	満了前に追	昼任した監査等委
					員であ	る取締役の)補欠として選任
					された	監査等委員	である取締役の
					任期は	、退任した	<u> 監査等委員であ</u>
					る取締	役の任期の)満了する時まで
					とする	0	
					ただし	、補欠の監	<u> </u>
					取締役	が監査等す	美員である取締役
					に就任	した場合に	は、当該補欠の監
					查等委	員である耳	対締役としての選
					任後2	年以内に約	<u>終了する事業年度</u>
					<u>のうち</u>	最終のもの)に関する定時株
					主総会	終結の時を	と超えることはで
					きない	ものとする) <u>. </u>
				<u>(補欠</u>	り監査等	委員である	5取締役の予選決
				議の有効	動期間)	-	
	(新	設)		第21条	補欠の	監査等委員	員である取締役の
					選任に	係る決議が	<u> 効力を有する期</u>
					間は、	当該決議後	後2年以内に終了
					<u>する事</u>	業年度のご	ち最終のものに
					関する	定時株主約	総会の開始の時ま
					でとす	る。	
(代表耳	反締役及び役付	†取締役		(代表耳	文締役及	び役付取締	辞役)
第21条	取締役会は、	その決	議によって代	第22条	代表取	締役は、耳	文締役会の決議に
	表取締役を選	選定する。)		<u>より取</u>	締役(監査	<u> </u>
					締役を	:除く。)	の中から選定す
					<u>る。</u>		
2	取締役会は、	その決	議によって取	2	取締役	と会の決議	により、取締役
	締役会長、町	Q締役社:	長各1名、取		(監査	[等委員で	ある取締役を除
			締役、常務取				取締役会長及び
		るを定め	ることができ				公、並びに取締役
	る。						<u>常役、常務取締役</u>
						-名を選定	することができ
	/ Au . y				<u>3.</u>		
第22条	(条文省略)			第23条	(現行	通り)	

現 行 定 款 変 更 案 (取締役会の招集通知) (取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3 日前までに各取締役及び各監査役 日前までに各取締役に対して発す に対して発する。ただし、緊急の る。ただし、緊急の必要があると 必要があるときは、この期間を短 きは、この期間を短縮することが 縮することができる。 できる。 2 取締役及び監査役の全員の同意が 2 取締役の全員の同意があるとき あるときは、招集の手続きを経な は、招集の手続きを経ないで取締 いで取締役会を開催することがで 役会を開催することができる。 きる。 第24条 (条文省略) 第25条 (現行通り) (新 設) 第26条 当会社は、会社法第399条の1 3第6項の規定により、取締役 会の決議によって、重要な業務 執行(同条第5項各号に掲げる 事項を除く。) の決定の全部ま たは一部を取締役に委任するこ とができる。 第27条~第28条 (現行通り) 第25条~第26条(条文省略) (報酬等) (報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職 務執行の対価として当会社から受ける財産 | 務執行の対価として当会社から受ける財産 上の利益(以下「報酬等」という。)は、 上の利益(以下「報酬等」という。)は、 株主総会の決議により定める。 株主総会の決議により定める。ただし、監 **査等委員である取締役の報酬等は、それ以**

外の取締役の報酬等と区別して株主総会の

(削 除)

(削 除)

決議により定めるものとする。

第5章 監査役及び監査役会

第28条 当会社の監査役は、3名以内と

(員数)

する。

現 行 定 款	変 更 案
(選任方法)	
第29条 監査役は、株主総会の決議によ	(削 除)
<u>り選任する。</u>	
2 監査役の選任決議は、議決権を行	
使することができる株主の議決権	
の3分の1以上を有する株主が出	
席し、その議決権の過半数をもっ	
<u>て行う。</u>	
(任期)	
第30条 監査役の任期は、選任後4年以	(削 除)
内に終了する事業年度のうち最終のものに	
関する定時株主総会終結の時までとする。	

	現行定款	変	更	案
_2	任期の満了前に退任した監査役の			
_	補欠として選任された監査役の任			
	期は、退任した監査役の任期の満			
	了する時までとする。			
(常勤の	の監査役)_			
第31条	常勤の監査役は、監査役会の決議	((削 除)	
	により選定する。_			
<u>(監査征</u>	<u> 役会の招集通知)</u>			
第32条	監査役会の招集通知は、会日の3	((削 除)	
	日前までに各監査役に対して発す			
	る。ただし、緊急の必要があると			
	きは、この期間を短縮することが			
	できる。			
2	監査役の全員の同意があるとき			
	は、招集の手続きを経ないで監査			
	役会を開催することができる。			
<u>(監査</u>	ひ会規程)_			
<u>第33条</u>	監査役会に関する事項は、法令又	((削 除)	
	は本定款のほか、監査役会におい			
	て定める監査役会規程による。			
_(報酬等				
第34条	監査役の報酬等は、株主総会の決	((削 除)	
	議により定める。			
<u>(監査</u>	<u> 投の責任免除)</u>			
<u>第35条</u>	当会社は、会社法第426条第1項	((削 除)	
	の規定により、取締役会の決議を			
	もって、同法第423条第1項の監			
	査役(監査役であった者を含			
	む。)の損害賠償責任を、法令の			
	限度において免除することができ			
	3.			
2	当会社は、会社法第427条第1項			
	の規定により、監査役との間に、			
	同法第423条第1項の損害賠償責			
	任を限定する契約を締結すること			
	ができる。ただし、当該契約に基			
	づく損害賠償責任の限度額は、法			
	<u> 令が規定する額とする。</u>			

(新 設) 第5章 監査等委員会 (常勤の監査等委員) 第30条 監査等委員会は、その決議によっ て、常勤の監査等委員を選定する ことができる。 (監査等委員会の招集通知は、会目 の3日前までに各監査等委員に対 して発する。ただし、緊急の必要 があるときは、この期間を短縮す ることができる。 2 監査等委員会を関係することができる。 (監査等委員会を関係することができる。) (監査等委員会と関する事項は、法 令又は本定款のほか、監査等委員会規 選による。 第6章 会計監査人 第36条~第38条(条文省略) 第7章 計算 第39条~第42条(条文省略) (新 設) 第36条~第39条(現行どおり) (監査役の責任免除に関する経過措置) 附則 当会社は、会社法第426条第1項の規 定により、第19回定時株主総会において決 議された定款一部変更の効力が生ずる前の 任務を怠ったことによる監査役(監査役で	現 行	定	款		変	更	案
(新 設)	(新	設)			第5章	監査等3	<u>美員会</u>
(新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (監査等委員会の招集通知) (新 設) (監査等委員会の招集通知は、会目の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 (監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。 (監査等委員会を開催することができる。) (監査等委員会と関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会規程) 第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会規程による。第6章会計監査人第36条~第38条(条文省略)第7章計算第39条~第42条(条文省略)第36条~第39条(現行どおり)第7章計算第39条~第42条(条文省略)第36条~第39条(現行どおり)第7章計算第36条~第39条(現行どおり)第7章計算第36条~第39条(現行どおり)第7章計算第36条~第39条(現行どおり)第7章計算第36条~第39条(現行どおり)第7章計算第36条~第39条(現行どおり)第19回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の				(常勤の	の監査等	<u>委員)</u>	
(新 設) (新 設) 第31条 監査等委員会の招集通知は、会目 の3日前までに各監査等委員に対 して発する。ただし、緊急の必要 があるときは、この期間を短縮す ることができる。 2 監査等委員の全員の同意があると きは、招集の手続きを経ないで監 査等委員会を開催することができ る。 (監査等委員会に関する事項は、法 令又は本定款のほか、監査等委員会に 器ではいて定める監査等委員会規程) 第32条 監査等委員会に関する事項は、法 令又は本定款のほか、監査等委員会規程による。 第6章 会計監査人 第36条~第38条(条文省略) 第7章 計算 第39条~第42条(条文省略) 第7章 計算 第36条~第39条(現行どおり) 第7章 計算 第36条~第39条(現行どおり) 第7章 計算 第36条~第39条(現行どおり) 第19回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生する前の	(新	設)		第30条	監査等	委員会は、	その決議によっ
(新 設) (新 設) (新 設) (監査等委員会の招集通知) 第31条 監査等委員会の招集通知は、会目 の3日前までに各監査等委員に対 して発する。ただし、緊急の必要 があるときは、この期間を短縮す ることができる。 2 監査等委員の全員の同意があると きは、招集の手続きを経ないで監 査等委員会を開催することができ る。 (監査等委員会と開催することができ る。 (監査等委員会に関する事項は、法 令又は本定款のほか、監査等委員会規程) 第32条 監査等委員会に関する事項は、法 令又は本定款のほか、監査等委員会規程による。 第6章 会計監査人 第6章 会計監査人 第6章 会計監査人 第7章 計算 第33条~第35条(現行どおり) 第7章 計算 第33条~第35条(現行どおり) (新 設) (新 設) (監査役の責任免除に関する経過措置) 附則 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第19回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の					て、常	勤の監査等	委員を選定する
(新 設) 第31条 監査等委員会の招集通知は、会目 の3日前までに各監査等委員に対 して発する。ただし、緊急の必要 があるときは、この期間を短縮す ることができる。 2 監査等委員の全員の同意があると きは、招集の手続きを経ないで監 査等委員会を開催することができ る。 (監査等委員会規程) 第32条 監査等委員会に関する事項は、法 令又は本定款のほか、監査等委員会規程とよる。 第6章 会計監査人 第6章 会計監査人 第6章 会計監査人 第7章 計算 第39条~第38条(条文省略) 第7章 計算 第39条~第42条(条文省略) (新 設) 第36条~第39条(現行どおり) 第7章 計算 第36条~第39条(現行どおり) (監査役の責任免除に関する経過措置) 附則 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第19回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の					ことが	<u>できる。</u>	
の3目前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。 (新 設) 第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会規程) 第36章 会計監査人第36条~第38条(条文省略)第7章計算第39条~第42条(条文省略)第7章計算第36条~第39条(現行どおり)第7章計算第36条~第39条(現行どおり)第7章計算第36条~第39条(現行どおり)第19回定時代記録 (新 設) 第36条~第39条(現行どおり) (監査役の責任免除に関する経過措置)附則当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第19回定時代主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の				(監査等	等委員会	の招集通知	<u>) </u>
して発する。ただし、緊急の必要 があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。 (監査等委員会を開催することができる。	(新	設)		第31条	監査等	委員会の招	集通知は、会日
があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。 (監査等委員会を開催することができる。 (監査等委員会規程) 第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。 第6章 会計監査人第36条~第38条(条文省略)第7章 計算第39条~第42条(条文省略)第7章 計算第36条~第39条(現行どおり)第7章 計算第36条~第39条(現行どおり)(監査役の責任免除に関する経過措置)附則当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第19回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の					の3日	前までに各	監査等委員に対
3ことができる。 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。 (監査等委員会と開催することができる。 (監査等委員会規程)							
2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。							
きは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。 (監査等委員会規程) 第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会規程による。第6章会計監査人第6章会計監査人第33条~第38条(条文省略)第7章計算第39条~第42条(条文省略)第7章計算第39条~第42条(条文省略)第1章 第36条~第39条(現行どおり)(監査役の責任免除に関する経過措置)附則当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第19回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の							
査等委員会を開催することができる。 (新 設) 第32条 監査等委員会規程) 第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。 会において定める監査等委員会規程による。 第6章 会計監査人 第6章 会計監査人 第36条~第38条(条文省略) 第7章 計算 第39条~第42条(条文省略) 第36条~第39条(現行どおり) (新 設) (監査役の責任免除に関する経過措置) 附則 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第19回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の				2			
(新 設) (新 設) (新 設) (監査等委員会規程) (第 332条 監査等委員会に関する事項は、法 令又は本定款のほか、監査等委員 会において定める監査等委員会規 程による。 第6章 会計監査人 第36条~第38条(条文省略) 第7章 計算 第39条~第42条(条文省略) (新 設) (新 設) (監査役の責任免除に関する経過措置) 附則 当会社は、会社法第426条第1項の規 定により、第19回定時株主総会において決 議された定款一部変更の効力が生ずる前の							
(新 設) (監査等委員会規程) 第32条 監査等委員会に関する事項は、法 令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。 第6章 会計監査人 第36条~第38条(条文省略) 第7章 計算 第39条~第42条(条文省略) 第36条~第39条(現行どおり) 第7章 計算 第36条~第39条(現行どおり) (新 設) (監査役の責任免除に関する経過措置) 附則 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第19回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の						貝会を開催	することかでき
(新 設) (第32条 監査等委員会に関する事項は、法 令又は本定款のほか、監査等委員会規程による。 第6章 会計監査人 第33条~第35条(現行どおり) 第7章 計算 第7章 計算 第7章 計算 第7章 計算 第36条~第39条(現行どおり) (監査役の責任免除に関する経過措置) 附則 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第19回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の				(EL- 		H IO \	
令又は本定款のほか、監査等委員会規会において定める監査等委員会規程による。 第6章 会計監査人 第6章 会計監査人 第36条~第38条(条文省略) 第7章 計算 第39条~第42条(条文省略) 第6章 会計監査人 第39条~第35条(現行どおり) 第7章 計算 第6章 会計監查人 第36条~第35条(現行どおり) (新設) (監査役の責任免除に関する経過措置) 財則 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第19回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の	(+)1	⇒n.\		(1112-111	1 22 120	/ 4 111/	- カス 東西ルー 社
会において定める監査等委員会規程による。 第6章 会計監査人 第6章 会計監査人 第36条~第38条(条文省略) 第33条~第35条(現行どおり) 第39条~第42条(条文省略) 第6章 会計監查人 第39条~第35条(現行どおり) 第7章 計算 第6章 会計監查人 第36条~第35条(現行どおり) (新 設) (監査役の責任免除に関する経過措置) 附則 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第19回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の	(初	設)		<u> </u>			
第6章 会計監査人 第6章 会計監査人 第36条~第38条(条文省略) 第7章 計算 第39条~第42条(条文省略) 第36条~第39条(現行どおり) (新 設) 第6章 会計監査人 第33条~第35条(現行どおり) (監査役の責任免除に関する経過措置) 附則 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第19回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の							
第6章 会計監査人 第36条~第38条 (条文省略) 第7章 計算 第39条~第42条 (条文省略) 第30条~第39条 (現行どおり) 第7章 計算 第36条~第39条 (現行どおり) (新 設) (監査役の責任免除に関する経過措置) 附則 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第19回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の							<u> </u>
第36条~第38条 (条文省略) 第33条~第35条 (現行どおり) 第7章 計算 第7章 計算 第39条~第42条 (条文省略) 第36条~第39条 (現行どおり) (新 設) (監査役の責任免除に関する経過措置) 附則 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第19回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の	第6音	全計監 杏	Д				杏人
第7章 計算 第39条~第42条(条文省略) 第36条~第39条(現行どおり) (新 設) (監査役の責任免除に関する経過措置) 附則 当会社は、会社法第426条第1項の規 定により、第19回定時株主総会において決 議された定款一部変更の効力が生ずる前の		- 1111	/	第33条~			
#39条~第42条(条文省略) (新 設) 第36条~第39条(現行どおり) (監査役の責任免除に関する経過措置) 附則 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第19回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の				3100%			
(新 設) <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>附則 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第19回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の</u>				第36条~			
附則 当会社は、会社法第426条第1項の規 定により、第19回定時株主総会において決 議された定款一部変更の効力が生ずる前の							
定により、第19回定時株主総会において決 議された定款一部変更の効力が生ずる前の	(49)	HX/					
議された定款一部変更の効力が生ずる前の							
<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役で</u>							
				任務を怠	怠ったこ	とによる監	査役(監査役で
あった者を含む。)の損害賠償責任を、法				あった社	皆を含む。	.) の損害	賠償責任を、法
<u> </u>				令の限界	度におい	て、取締役	会の決議によっ
<u>て免除することができる。</u>				て免除す	すること:	ができる。	

第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、 監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員 (6名) は、定款変更の効力発生の 時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案におい て同じ。) 3名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第1号議案 「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じる ものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号		当社における地位及び担当 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	2011年4月 2013年3月 2014年10月 2016年7月 2018年6月 2018年12月 2020年7月 2020年7月 2020年7月 2022年3月 2023年1月 2024年3月	株式会社東海総合研究所(現 三菱 UFJリサーチ&。コンサルティング 株式会社)入社 SAPジャパン株式会社入社 株本オラクル株式会社入社 株式会社シンプレクス・リクスイノークス 社シンプレクス・リクスイノークス 社シンプレクス・リクスイノークス 社シンプレクス・リクスイノークス 社シンプレクス・リクスイノークス 社シングループも 当社代表で表して、現代に会社で、現代に会社で、現代に会社で、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので、ので	
		ております。当社の企業価値向上及びグ 識・能力が必要であると考え、取締役候	

ます。

候補者番 号	(生年月日)		当社における地位及び担当 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数	
2	たか むら のり やす 高 村 徳 康 (1968年2月22日)	2018年8月 2018年12月 2020年7月 2020年7月 2020年7月 2022年9月	監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入社 当社設立 代表取締役社長 Sync Partners 株式会社設立 代表取締役 代表取締役 株式会社ケイズコーポレーション社 外監査役(現任) 天竜精機株式会社取締役 佐藤工業株式会社取締役 当社代屋工業株式会社取締役 当社代屋工業株式会社取締役 当社「会社サンテク」に「一文本式会社」 取締役 セレンディップ・フィナンシャルサービス株式会社でより、で、フィップ・フィナンシャルサービス株式会社であり、関係では、フィップ・スが表し、 は、会社エムシェリージーズ株式会社) 取締役 当社会長執行役員 日本ものづくり事業承継投資株式会社代表取締役(現任) 対表のがうくり事業承継投資株式会社代表取締役(現任) 当社執行役員(現任)	1, 014, 738株	
	【選任理由】 高村徳康氏は、当社創業より代表取締役として経営を監督し、社長、会長の職において経営トップとしての手腕を発揮してきました。投資戦略及び当社の企業価値向上において、引き続きその知識・能力が必要であると考え、取締役候補者としております。				

候補者番 号	(生年月日)		当社における地位及び担当 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	^{また はら な が し} 北 村 隆 史 (1976年4月10日)	2009年2月 2012年10月 2015年3月 2018年5月 2018年6月 2018年8月 2022年4月	トヨタファイナンシャルサービス株式会社入社 株式会社八神製作所入社 トヨタメディアサービス株式会社 (現 トヨタコネクティッド株式会社)入社 有限責任監査法人トーマツ入社 東海電子株式会社社外取締役 (現 任) 当社入社 三井屋工業株式会社常務執行役員 当社人事・企画部担当執行役員 天竜精機株式会社取締役 (現任) 当社コーポレート企画本部担当執行 役員 (現任)	811株
	わり、当社グループの 社管理部門全般の責任	経営に対する 者として、当	ープ会社CFOとしてM&A後のグルー 幅広い経験・実績・見識を有しておりま 柱のグループ経営推進とコーポレート・ 力が当社の企業価値向上において必要と	す。現在は、当 ガバナンス強化

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 竹内在氏が所有する当社の株式の数には、同氏の資産管理会社である ネクストシークエンス合同会社が保有する株式数を、髙村徳康氏の所 有する当社の株式の数には、同氏の資産管理会社である一徳合同会社 が保有する株式数も含めて記載しております。
 - 3. 北村隆史氏は、新任の取締役候補者であります。
 - 4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が会社の役員等としての業務につき行った行為(不作為を含む。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償や訴訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております(ただし、被保険者による違法行為や、法令に反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償等が発生した場合を除く)。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、 監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	(生年月日)		当社における地位及び担当 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数		
1	にしゃま かずひら 西 山 一 彦 (1959年7月11日)	2018年7月	当社入社 当社監査役(現任) 佐藤工業株式会社監査役(現任)	156株		
	【選任理由】 西山一彦氏は、当社グループにおけるファイナンスでの豊富な経験や幅広い見識を有して					

西山一彦氏は、当社グループにおけるファイナンスでの豊富な経験や幅広い見識を有していることに加え、2018年6月より当社常勤監査役を務めるなど、監査に関わる専門的業務に精通していることから、監査等委員である取締役候補者といたしました。

候補者番 号	(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
2	村 松 高 男 (1953年10月1日)	1979年4月 東京国税局入局 1988年4月 東京地方検察庁特捜部主任捜査官 1991年7月 国税庁調査査察部主査 1998年7月 国税庁調査査察部主査 2003年7月 政谷税務署副署長 2005年7月 東京国税局査察部統括国税査察官 2009年7月 国税庁首席監察官 2012年7月 名古屋田税局総務部長 2013年6月 高松国税局と 2013年6月 税理士登録 村松税理士事務所所長 (現任) 2016年3月 2016年3月 グローブライド株式会社社外取締役 監査等委員(現任) 2023年4月 ベステラ株式会社社外取締役監査等 委員(現任)	_
	せんが、税務及び会計 って取締役の執務執行 者としております。	に社外役員となること意外の方法で直接経営に関与し に関する豊富な経験・見識を有しており、その豊富な に対する監督、助言等をいただくため、監査等委員で	経験・見識をも
	やまぐち つよし 山口 豪 (1959年1月8日)	1984年 4 月 日産自動車株式会社入社 2008年 4 月 同社執行役員 2014年 4 月 同社副社長執行役員 2023年 6 月 当社社外取締役(現任)	_
3	運転、コネクティッド ボンニュートラルなど す。その豊富な経験・	る役割の概要 わたり自動車産業における研究開発部門に携わり、電・カー&サービス、ソフトウエア&サービス、ソラトウ ・カー&サービス、ソフトウエア&サービスデラット の技術の戦略構築及び開発に関する豊富な経験と知見 見識をもって取締役の執務執行に対する監督、助言 取締役候補者としております。	フォーム、カー を有しておりま
4	はしづめ みね 橋 詰 水音 (1980年7月8日)	2009年1月 最高裁判所判事補任官 京都地方裁判所 2012年4月 大阪法務局訴務部 (出向) 2014年4月 最高裁判所判事補任官 静岡地方裁判所法松支部 2016年7月 大阪家庭裁判所 2019年1月 最高裁判所判事任官 2019年4月 さいたま地方裁判所 2022年3月 弁護士登録 レックス法律事務所(現任)	-
	経験・見識を有してお	5役割の概要 に直接会社経営に関与した経験はありませんが、法律 り、その豊富な経験・見識をもって取締役の執務執行 監査等委員である取締役候補者としております。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 村松高男氏、山口豪氏及び橋詰水音氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 山口豪氏は、現在当社の社外取締役でありますが、その在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
 - 4. 当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額となっております。4氏の選任が承認された場合は、当該契約を締結する予定であります。
 - 5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役及び監査役を含む被保険者が会社の役員等としての業務につき行った行為(不作為を含む。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償や訴訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております(ただし、被保険者による違法行為や、法令に反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償等が発生した場合を除く)。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

6. 当社は村松高男氏、山口豪氏及び橋詰水音氏を東京証券取引所の定め に基づく独立役員の要件を満たしており、3氏の選任が承認された場 合は、3氏を独立役員として指定する予定であります。 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件 当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、 監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2021年6月28日開催の第16回定時株主総会において、年額200,000千円以内(うち社外取締役50,000千円以内。ただし、使用人分給与は含まない。)とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、改めて取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を定めることとし、年額200,000千円以内(うち社外取締役50,000千円以内。ただし、使用人分給与は含まない。)とさせていただきたいと存じます。

なお、当社における第19期事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告22頁以下に記載のとおりであります。

本議案の内容は、上記の方針に沿う内容となっており、また、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を勘案し相当であるものと考えております。

当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は6名(うち社外取締役3名)であり、本議案に係る取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、3名(うち社外取締役0名)となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、 監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、新たに監査等委員である取締役の報酬額を定めることとし、年額20,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと考えております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第3号議案が 原案どおり承認可決されますと4名(うち社外監査等委員である取締役3名)と なります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬額決定の件

当社は、2023年6月27日開催の第18回定時株主総会において、取締役(社外取締役を除きます。)に対する譲渡制限付株式報酬制度(以下、本議案において「本制度」といいます。)の導入につきご承認いただき今日に至っております。当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社への移行に伴い、現在の取締役に対する本制度に係る報酬枠を改め、監査等委員会設置会社移行後の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)が、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式(以下、「譲渡制限付株式」という。)を下記のとおり割当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、第4号議案にてご承認いただく取締役の報酬額とは別枠として、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額10,000千円以内として設定いたしたいと存じます。

本議案をご承認いただいた場合、本株主総会終結後の当社取締役会において、 事業報告23頁に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づき実 施いたします。

また、第1号議案及び第2号議案のご承認が得られた場合、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)は3名となります。

記

当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決 議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に 取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、 当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社 取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数15,000株を、各事業年度において割当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式 式無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1)譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、3年以上で当社取締役会が定める期間(以下、「譲渡制限期間」という。)、当該取締役に割当てられた譲渡制限付株式(以下、「本割当株式」という。)につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない(以下、「譲渡制限」という。)。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間が満了する前までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員及び使用人に対し、割当てる予定です。

第7号議案 監査等委員である取締役(社外監査等委員である取締役を除く。) に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬額決定の件

当社は、2023年6月27日開催の第18回定時株主総会において、取締役(社外取締役を除きます。)に対する譲渡制限付株式報酬制度(以下、本議案において「本制度」といいます。)の導入につきご承認いただき今日に至っております。当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社への移行に伴い、現在の取締役に対する本制度に係る報酬枠を改め、監査等委員会設置会社移行後の監査等委員である取締役(社外監査等委員である取締役を除く。)が、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式(以下、「譲渡制限付株式」という。)を下記のとおり割当てることといたしたいと存じます。

当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、第5号議案にてご承認いただく取締役の報酬額とは別枠として、監査等委員である取締役(社外監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額10,000千円以内として設定いたしたいと存じます。

本議案をご承認いただいた場合、本株主総会終結後の当社取締役会において、 事業報告23頁に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づき実 施いたします。

また、第1号議案及び第3号議案のご承認が得られた場合、監査等委員である 取締役(社外監査等委員である取締役を除く。)は1名となります。

記

当社の監査等委員である取締役(社外監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の監査等委員である取締役(社外監査等委員である取締役を除く。)に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決

議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、 当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社 取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の監査等委員である取締役(社外監査等委員である取締役を除く。)が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

当社の監査等委員である取締役(社外監査等委員である取締役を除く。)に対して割当てる譲渡制限付株式の総数15,000株を、各事業年度において割当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式 大無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1)譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、3年以上で当社取締役会が定める期間(以下、「譲渡制限期間」という。)、当該取締役に割当てられた譲渡制限付株式(以下、「本割当株式」という。)につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない(以下、「譲渡制限」という。)。

(2)譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間が満了する前までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記

(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(4) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(5)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会)で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

第8号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

I 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、当社取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び新株予約権の具体的な内容のご承認をお願いするものであります。

- Ⅱ 議案の内容(本制度における報酬等の額及び内容)
- 1. ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額

当社の取締役に対する報酬は、会社法第361条第1項に基づき、2021年6月28日開催の第16期定時株主総会において、取締役に対する金銭報酬として、年額200,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)、とすることをご承認いただき、今日に至っております。

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを改め、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、第4号議案にてご承認いただく取締役の報酬額とは別枠にて、取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額100,000千円以内とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対してストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当て日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数に乗じた額となります。ここでいうところの割当て日における新株予約権1個当たりの公正価額の算定につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。

なお、第1号議案及び第2号議案のご承認が得られた場合、取締役は3名となります。

- 2. 報酬等の内容(ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容)
 - (1) 新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限は、1,500個とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は150,000株とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当て日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当て日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金額 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を 行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下 「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割当てる日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当て日の終値に1.05を乗じた金額(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)を下回る場合は、割当て日の終値に1.05を乗じた金額を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当て日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

また、本新株予約権の割当て日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

 調整後
 =
 調整前
行使価額
 ×
 株式数
 +
 新規発行
払込金額

 機式数
 +
 新規発行前の1株あたりの時価

 既発行株式数
 +
 新規発行株式数

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当て日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の付与決議の日後3年を経過した日から当該付与決議の日後8年を 経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(7)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

(9) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

第9号議案 監査等委員である取締役(社外監査等委員である取締役を除く。) に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

I 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、監査等委員である取締役(社外監査等委員である取締役を除く。)に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び新株予約権の具体的な内容のご承認をお願いするものであります。

- Ⅱ 議案の内容(本制度における報酬等の額及び内容)
- 1. ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額

当社の取締役に対する報酬は、会社法第361条第1項に基づき、2018年6月21日開催の第13期定時株主総会において、監査役に対する金銭報酬として、年額20,000千円以内、とすることをご承認いただき、今日に至っております。

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを改め、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、従来の金銭報酬の額とは別枠にて、監査等委員である取締役(社外監査等委員である取締役を除く。)に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額10,000千円以内とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

当社の監査等委員である取締役(社外監査等委員である取締役を除く。)に対してストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当て日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数に乗じた額となります。ここでいうところの割当て日における新株予約権1個当たりの公正価額の算定につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。

なお、第1号議案及び第3号議案のご承認が得られた場合、監査等委員である 取締役(社外監査等委員である取締役を除く。)は1名となります。

- 2. 報酬等の内容(ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容)
 - (1) 新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限は、150個とする。

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は15,000株とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当て日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当て日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金額 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を 行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下 「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割当てる日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当て日の終値に1.05を乗じた金額(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)を下回る場合は、割当て日の終値に1.05を乗じた金額を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当て日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

また、本新株予約権の割当て日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

 調整後
 =
 調整前
行使価額
 ×
 株式数
 +
 新規発行
払込金額

 機式数
 +
 新規発行前の1株あたりの時価

 既発行株式数
 +
 新規発行株式数

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当て日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の付与決議の日後3年を経過した日から当該付与決議の日後8年を 経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(7)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

(9) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

第10号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、新たに会計監査人の選任をお願いしたいと存じます。本議案につきましては、監査役会の決定に基づいております。

監査役会が五十鈴監査法人を会計監査人候補者とした理由は、当社の事業規模や事業展開に適した会計監査人としての専門性、独立性、品質管理体制及び監査報酬の相当性等を総合的に検討した結果、現EY新日本有限責任監査法人に代わり、五十鈴監査法人が当社の会計監査人として適任であると判断したからであります。

名 称	五十鈴監査法人
主たる事務所の所在場所	三重県津市丸之内34番5号
	1983年5月 五十鈴監査法人設立
	2007年5月 日本公認会計士協会上場会社監査事
	務所登録
沿革	2008年11月 本部事務所を三重県津市丸之内34番
	5号に移
	2013年8月 経営革新等支援機関の認定
	2022年10月 名古屋オフィス開設
	(出資金) 17,000,000円
	(構成人員)
	社員 公認会計士 10名
概要	専門職員
似 女	公認会計士 28名
	会計士試験合格者 3名
	その他職員 6名
	合計 47名

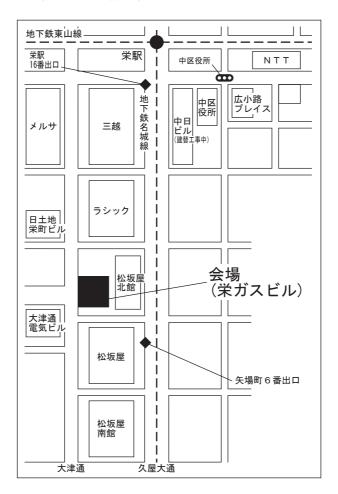
(2024年4月1日現在)

以上

メーモ

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場:愛知県名古屋市中区栄三丁目15番33号 栄ガスビル5階 栄ガスホール



- 地下鉄名城線「矢場町」駅下車 6番出口から西へ2分
- 地下鉄東山線・名城線「栄」駅下車 16番出口から南へ4分
- ※ 駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮く ださいますようお願い申し上げます。